[書評] 河内祥輔氏の書評を読みて

メタデータ	言語: jpn
	出版者:
	公開日: 2017-10-02
	キーワード (Ja):
	キーワード (En):
	作成者:
	メールアドレス:
	所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/17031

河内祥輔氏の書評を讀みて

梅田

康夫

ころを掛き記したい。(一九八〇)所載の、拙稿「律令制的土地(出完)に對する河內辭輔氏の書評を拜讀して、一言思うと所有に願する一考察──いわゆる田主權の問題をめぐって──法制史研究三〇號(一九八〇)所載の、 拙稿 「律令制的土地

など、『月では、『場に対しの『こつのを見ばして書話して本當に有難く思った次第である。 ろを正確に傳えているように感ぜられなかったので、この點は

い。史學雜誌等の他雜誌における紹介が、拙稿の意闘するとこ

まず拙稿の内容を丁寧に紹介して預いた點にお禮申し上げた

掲げる史料によっても、廣義の公田と對立的な神田や寺田の存困がる史料によっても、廣義の公田と對立的な神田や寺田の存品がある。氏によれば、校田を通して國家的に撃握されたすっことである。八世紀前半における廣義の公田・(私田)概念の存在については異論ないが、その內容規定は問題であるとすの存在については異論ないが、その內容規定は問題であるとすの存在については異論ないが、その內容規定は問題であるとするの存在については異論ないが、その內容規定は問題であるとするの存在については、第一に、何らかの對立概念な田と對する所述を表示しておられる。すなわち、八世紀前半の廣義の公田・私田概念につおられる。すなわち、八世紀前半の廣義の公田と對立的に撃握された対域の公田と対立を表示している。

河内氏が指摘した天平三年住吉大社司解と天平神ン二年一〇月まず、最初に筆者自身が掲げた史料の點について述べたい。

在が示されているということである。

田であり、公田とは「對立的な存在」と考えており、河內氏の田であり、公田とは「對立的な存在」と考えており、河內氏の料は、八世紀後半以降に公田・私田概念が變化した段階での史料だからである。ここで筆者がこの史料を使ったのは、八世紀後半以降に公田・私田概念が變化した段階での史全くの讀み誤まりとしか言いようがない。というのは、この史全くの讀み誤まりとしか言いようがない。というのは、この史全くの讀み誤まりとしか言いようがない。というのは、この史全くの讀み誤まりとしか言いようがない。というのは、この史全くの讀み誤まりと考えており、河內氏の史本は、八世紀が成立というのは、この史を入る。

批判は全く的はずれとしかいいようがない。

次に、前者の住吉大社司解について述べよう。この史料の基本的性格については、坂本太郎氏の研究(「住吉大社神大配についたは、かなり古い時代のものもし、そこに採られた記述についには、かなり古い時代のものもし、そこに採られた記述についには、かなり古い時代のものもし、そこに採られた記述についには、かなり古い時代のものもと、神領の確認等の目的のために作られたものであろう。しか解文とも考えられない。おそらく平安時代に、正史に對する修解文とも考えられない。おそらく平安時代に、正史に對する修正、神領の確認等の目的のために作られたものであろう。しかに記前半のもとされる。以上のような基本的性格からすると、八世紀前半のもとされる。以上のような基本的性格からすると、八世紀前半のもとされているとされているとされているとされているとは考えられて、前者の住吉大社司解について述べよう。この史料の基本的性格に対している。この史料の基本的性格について述べよう。この史料の基本的性格について述べよう。この史料の基本的性格には、前者の住吉大社可解について述べよう。この史料の基本的性格にいる。

いる。拙稿で述べたように、四至記載の中に限っていえば、そ

この神代記に、公田は管見の範圍では一四ヶ所にあらわれて

至記載にあらわれてくる場合の神領は、いずれも山、濱といって記載にあらわれてくる場合の神領は、いずれも山、濱といっけれているのではないか、社いう考えはごく自然に出てくるのであり、勿論筆者もその點を考慮しなかったわけではないかしながら、まず第一に注意しなければならないのは、公田が四しながら、まず第一に注意しなければならないのは、公田が日はながら、まず第一に注意しなければならないのは、公田が四しながら、まず第一に注意しなければならないのは、公田が四しながら、まず第一に注意しなければならないのは、公田が四しながら、まず第一に注意しなければならないのは、公田が四世にある。これは、日が明確は全くあらわれてこない。これを、乗田を中心とれ以外の田種は全くあらわれてこない。これを、乗田を中心とれ以外の田種は全くあらわれてこない。これを、乗田を中心とればからないである。

表示項目による相當に詳しい四至記載が示されているが、その 中には公田は一ヶ所もあらわれていない。各種の地名等がそこ 領地田畠」(田中卓 『住吉大社司』上、三二八頁)の場合、二五個の しれない。耕地を含む神領である「播磨國の賀茂郡、梅鹿山の は、單に田あるいは水田と表記されてもさほど差はないのかも と表記しているのである。そういった意味では、ここでの公田 四至の一端に水田があった場合、その田種の如何を問わず公田 比されているのでないことは確かである。神領である山や窓の 比した形で公田があらわれていると單純に考えることはできな 河、道、坂、山、谷、集落、墓等があらわれている。 い。この場合の神領は山や濱であるから、少なくとも神田と對 してあらわれてくるのであって、これをもって神田、神領と對 にあらわれてくる公田は、そうした様々な自然的景観の一つと た耕地ではない土地である。そして、四至の表示項目としては、 至記戦にあらわれてくる場合の神領は、いずれも山、濱といっ 四至記載

るのではなく、河、道、坂、山、谷、集落等の様々の自然的景のであり、それは田種の一つとして神田に對比する形で存在すい山や濱の神領についてその境域を示すために用いられているな點から考えると、四至記載にあらわれた公田は、耕地ではなな點から考えると、四至記載にあらわれた公田は、耕地ではなな點から考えると、四至記載にあられるのである。以上のように、公田という表示項目は、神領の境域を示すために何ら役立に、列記されるだけである。このことは、神領の田畠に對してには列記されるだけである。このことは、神領の田畠に對して

觀の一種として、それらの自然的景觀と並ぶ形で對比的に用い

評

上位概念を理解しなければ理解できないであろう。

とは考えられないとする點について述べたい。たしかに、一般とは考えられないとする點について述べたい。 たしかし、史料的にいえば、そもそも私田が史料上にあらわれてくる例は拙稿でも述べたように非常に少なく、八世紀前半に、第令的な意味での私田ではない廣義の私田を筆者はただの一例も急に對する私田概念があると主張するのであれば、それを何らかの史料的な根據をもって示して頂きたい。 籤者が掲げた史料かの史料的な根據をもって示して頂きたい。 籤者が掲げた史料かの史料的な根據をもって示して頂きたい。 籤者が掲げた史料かの史料的な根據をもって示して頂きたい。 後者が掲げた史料かの史料的な根據をもって示して頂きたい。 後者が掲げた史料も、百步譲ってたとえ河内氏の理解にしたがったとしても、全に私田という用語が明確に あらわれている わけではなそこに私田という用語が明確に あらわれている わけではなくは考えられないとする點について述べたい。 たしかに、一般とは考えられないとする點について述べたい。

最後に、何らかの對立槪念なしに廣義の公田槪念が存在した

ある。いずれにしても、この公民に對立する私民という概念はの相似性を說いている(「公地公民について」、『根日本古代史論集』對比的に捉えられる例があげられている。もし、この公民の用例をもって、八世紀前半の廣義の公田と神田・寺田の關係を説い。公民概念は本來的に官人に對する意味合いを有しているがい。公民概念は本來的に官人に對する意味合いを有しているがい。公民概念は本來的に官人に對する意味合いを有しているがい。公民概念は本來的に官人に對する意味合いを有しているがい。公民概念は本來的に官人に對する意味合いを見いますとするならば、策者は無條件にした。もし、この公民の用對比的に提える私民という概念を説對比的に対して、「教日本古代史論集』

ところで、廣義の公田概念について、吉田孝氏は公民概念と

對立概念のない廣義の公田概念も全く考え得ないわけではない きないのではないかと思われる。以上のようなことからすると、 はともかく、史料上で八世紀の段階で私民という用語は檢出で らを含めた公民に對する私民という概念は考え難い。論理的に 民からはずれているのであり(吉田前掲輪文四〇三、四頁)、それ 明確にあらわれてこない。官戶に類似した品部・雜戶の民も公

と思われる。

のような私田概念を、八世紀前半の土地所有關係の中でどのよ 化を示すことになるのである。そういった意味で、河内氏のよ りでどのように捉えるかが問い直されるであろう。そして、そ するならば、墾田永年私財法の成立を公田・私田概念との係わ 在していたということになるのであろうか。もしそうであると 前半に永年不收田であることを内容とする廣義の私田槪念が存 方をせざるを得なかった。河內氏の考え方からすれば、八世紀 と、八世紀前半の公田・私田概念については拙稿のような捉え 公田・私田概念の系列上で考える、という筮者の大枠からする 永年私財法の成立にともなら公田・私田槪念の變化を、廣義の しながら、八世紀前半に廣穣の公田概念を認め、しかも、墾田 **うな疑問が生じてくるのも十分理解できるつもりである。しか** の公田・私田概念の系列では私田から公田へと全く正反對の變 義の公田・私田槪念の系列では公田から私田へと變化し、狹谿 た點であった。筆者の考え方にしたがえば、神田・寺田は、廣 るべきかは、拙稿の執籤時において筮者自身少なからず苦慮し **殴裟の公田概念に對して、神田・寺田をどのように位置づけ**

景として理解されなければならないと考える。

廣義の公田概念の變化は、班田收授制の確立・展開の過程を背 という側面を中心に捉えられるようになってくる。このような た八世紀後半以降において、定期的な收授の對象となるか否か いのである。この廣義の公田概念は、墾田永年私財法が成立し ことはいうまでもなく、そういう意味では他の田種と變わらな ても、建前としては國家から班給されたという形をとっている を中心に捉えられているといえる。そして、神田や寺田であっ 田を中心的に捉えている概念であって、それは班田という側面 すでに班給されている田、あるいは今後班給の對象となり得る の田を内容として含むものと考えている。いってみれば、現在 みが存在して、それは校田を通して國家的に攀握されたすべて らに位置づけるのかも當然問題となってくるであろう。 **筆者は、八世紀前半において廣義の概念としては公田概念の**

にとってはごく部分的な問題にすぎないが、感じたことを忌憚 にとって決して容認できるものではないのである。以上、拙稿 判されたように、鎌者自身が掲げた史料が、錐者の所論に矛盾 している、その根據をくつがえすものであるという點は、笹者 ことさえもが問題となるのかもしれない。しかし、河內氏が批 到底いえないと思っている。そもそもそうした概念を想定する つの試みであって、史料的に十分に確認されたとは筆者自身も さらに論譲を深める必要があることは痛感している。拙稿は めて限定されている。その内容規定については、錐者自身今後 八世紀前半の廣義の公田・(私田)概念について、史料は極

あらためて深く感謝申し上げたい。筆者の拙ない論稿に對して眞摯に書評の勞をとられた河內氏に、本的な理解については、いずれあらためて論じたい。最後に、本的な理解については、いずれあらためて論じたい。最後に、

なく述べさせて頂いた。なお、河内氏の班田收授制に對する基